

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例案  
令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例

札幌市印鑑条例（平成3年条例第24号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第2項第2号を次のように改める。
  - (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）
- (2) 第11条第4号中「後見開始の審判又は失踪の宣告を受けた」を「第2条第2項第2号に該当するに至った」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
  - (5) 印鑑登録者が失踪の宣告を受けたことを知ったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことを踏まえ、一律に成年被後見人が印鑑の登録を受けることができない旨の規定を削除する等のため、本案を提出する。